

第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1. 審理内容の充実に向けた取組

(1) 審理内容の充実

① 審判便覧改訂

審判便覧は、審判制度の運用が適正になされるように、その運用基準等を取りまとめたものである。2019年には、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)により、判定に係る書類が営業秘密を含む場合に閲覧制限ができるようになったことを踏まえ、審判便覧(01章文書一般)を改訂した。

また、審判便覧(51章無効審判、54章訂正審判、58章判定・裁判所からの鑑定の嘱託)について、審決等の記載事項の充実化、運用の明確化等を目的とした改訂を行った。

② 口頭での議論の充実

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効

審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門では、無効審判事件及び取消審判事件のうち、事実認定や争点整理が困難な事件について、口頭審理を実施している。

2019年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では118件、意匠では9件、商標では8件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で21件実施した。

また、特許無効審判事件においては、口頭での議論の充実をさらに図るため、事前に合意した審理計画に基づき、当事者と対面で争点整理等を複数回行う、新たな審理モデル(計画対話審理)の試行を2020年4月から開始している。

③ IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。

2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、当該登録の取消を請求する審判。



IT 機器が備えられた大審判廷

④巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPCにより利用することが可能なテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

2019年においては、22件の巡回審判、44回の出張面接、4件のテレビ面接を行った。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化

① 審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」(当初は「進歩性検討会」)を開催している。そこで得ら

れた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2019年度も、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、11事例(特許8事例、意匠1事例、商標2事例)について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2019」¹を公表した。



審判実務者研究会報告書 2019

② 審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③ 審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談する、審決取消訴訟の判決分析を依頼するなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai2019.html



計画対話審理 ～口頭での議論の充実を図った特許無効審判の新たな審理モデル～

特許庁審判部では、特許無効審判事件の審理の更なる充実を図るため、2020年4月から、複数回の口頭での議論の機会を活用した「計画対話審理」の試行を開始した。計画対話審理は、当事者の申出又は審判長の判断に基づき、両当事者が合意した特許無効審判事件が対象となる。

●背景

当事者対立構造の特許無効審判は、技術的専門性を持った審判官の合議体が権利の有効性判断を示すことで、特許をめぐる紛争の解決に貢献するものであり、原則、口頭審理による。口頭審理は、通常、公開の場で一回実施され、開催前に書面のやりとりが数度行われることになる。しかしながら、書面の段階で必ずしも審判請求人、特許権者、合議体間の争点等に対する認識が一致しない場合、一度の口頭審理の場において当事者の主張が十分に尽くされず、再度争点整理を行わざるを得ないケースも見られる。

●特徴

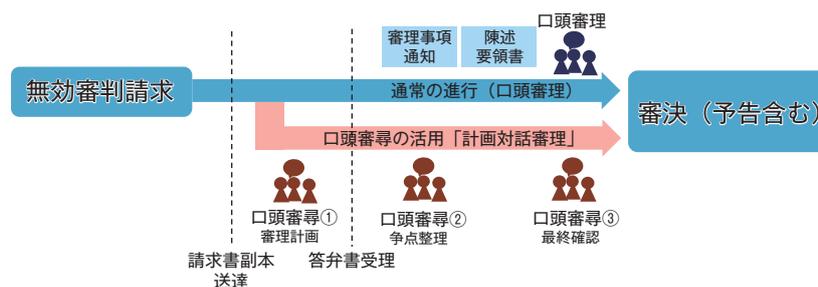
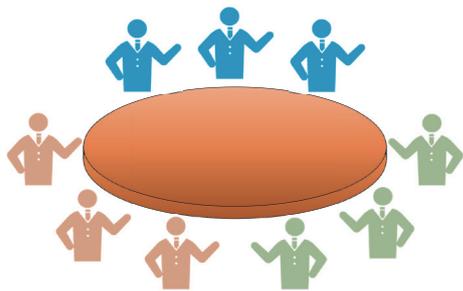
計画対話審理では、審理の早い段階から審判長の審理指揮の下で口頭審尋(特許法第134条

第4項)を活用した口頭での議論を重ねることにより、三者間の争点等に対する認識のずれがなくなり、両当事者は適切に争点に対する主張を尽くすことができると考えられる。この口頭審尋は公開であることは要求されず、特許庁内の会議室等で行うこともできる点において、民事訴訟における弁論準備手続に類似したものといえる。

また、計画的に口頭での議論を行うことで当事者は審理終結までの見通しを持って適時に準備を行うことが可能になる。標準的な事件の場合には、審決(又は審決の予告)までに、下図のように審理計画策定、争点整理、最終確認の3度の口頭審尋が行われる。

口頭審尋の場においては、口頭による率直な議論を促すために、口頭による発言のうち、記録されないものについては当事者が主張したことにはせず(ノン・コミットメント・ルール)、主張したいことは後日、書面で提出する。テレビ会議システムを用いた口頭審尋も可能であるため、遠方の当事者その他の特許庁への出頭が困難な当事者であっても柔軟に口頭審尋に参加することが可能となる。

「計画対話審理」が特許無効審判における審理の新たな一手法として、特許をめぐる紛争の解決に貢献することが期待される。



複数回の口頭審尋を経て審決 (又は審決の予告) に至るモデル (赤矢印) の例

審判実務者研究会

審判部では、毎年度、庁内外の審判実務関係者が一堂に会して審決や判決について研究する「審判実務者研究会」を開催している。2019年度は、6分野¹11事例について研究した。

このコラムでは、この審判実務者研究会について紹介する。

審判実務者研究会は、産業界、弁理士、弁護士、審判官及び裁判官²が一堂に会して議論する研究会である。個別の事件について、特許庁とユーザー、裁判所が、直接、具体的な議論する、という意味で、**欧米を含む他国にはない珍しい取組**だといわれている。

この取組は、2006年度に、「進歩性検討会」という名称で、審判部または知的財産高等裁判所における進歩性に関する判断を検討対象として開始された。その後、2008年度には、「特許要件検討会」に名を改めて、記載要件についても検討対象とし、さらに、2011年度には、現在の「審判実務者研究会」に再び名を改めて、意匠や商標

の事件も検討対象とするなど、**実施態様に変化を加えながら、ほぼ毎年度開催**している。例えば、2019年度は、特許の進歩性についてもフリーディスカッションをした。

これまで、延べ、**約530人**の庁外実務者、**約250人**の庁内実務者が参加し、**約180**の事例を研究してきた。庁外の参加者からは、「参加メンバーみなさんの豊富な経験、知識等からディスカッションができ勉強になった。」や「審決・判決の読み方及び考え方について様々な方からの意見を聞くことができ、多角的な視点を養うのに役立った。」「それぞれが実際に経験した事例などを挙げ、より具体的に、今後の実務に役立つ議論ができた。」といった意見をいただいた。

各年度の研究成果については、報告書を作成し、特許庁のHPで公表したり、冊子として配布したりしている³。2019年度版も公表済みである。審判の実務に関心がある方は、ぜひ御覧いただきたい。



(左：要約英訳版表紙、右：報告書表紙)

(報告書本文)

1 特許機械、特許化学1（化学一般）、特許化学2（医薬、バイオ）、特許電気、意匠、商標の6分野。
 2 2016年度よりオブザーバー参加。
 3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html



2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 紛争の早期解決 ～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2) 権利の早期取得 ～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件¹について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2019年の早期審理の申出件数は、特許が204件、意匠が1件、商標が22件であった²。

3. 国際的な連携強化に向けた取組

(1) 各国・地域の知財庁との連携

① 審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2019年度は、7月に日本で第5回日中審判専門家会合、8月に日本で第10回日韓審判専門家会合を開催した。



第5回日中審判専門家会合

② その他

審判分野における相互理解を深めるため、各国・地域の知財庁等との意見交換を実施している。2019年度は、4月に米国で米国特許商標庁審判部と、7月に日本で欧州特許庁審判部と、11月に台湾でと、12月にテレビ会議で欧州連合知的財産庁と、それぞれ意見交換を実施した。

(2) 国内外の法曹界との連携

① 日米知財司法プログラム

2019年4月18日に、米国の知財関係団体の主催で、特許権侵害訴訟をテーマとした日米独自の裁判官による模擬裁判、知財庁から特許権付与後の審判制度に関する紹介を行う日米知財司法プログラムが開催され、同プログラムに審判部上席部門長が参加し、日本国特許庁の特許異議申立制度及び無効審判制度について説明した。

② 日中韓特許庁審判ユーザーセミナー

2019年7月31日に、東京にて、日中韓特許庁審判ユーザーセミナーを開催した。我が国ユーザーの関心が高い特許無効審判手続中における訂正及び口頭審理の実務にフォーカスを当てて、中国国家知識産権局専利局再審・無効審理部及び韓国特許庁特許審判院から講演が行われた。また、審判部からは、審判便覧の改訂や、特許発明の標準必須性に係る判断のための判定の運用改訂等の最近の取組を紹介した。その後、日中韓の審判官に弁理士も交え、仮想事例を用いたパネルディスカッションが行われ、上記ユーザーの関心事項を中心に、日中韓の特許無効審判の実務の相違について議論がなされた。

③ 国際知財司法シンポジウム2019

「Column 7 国際知財司法シンポジウム2019」を参照。

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が274件、意匠が3件、商標が7件であった。

国際知財司法シンポジウム2019

2019年9月25日-27日に、東京にて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、国際知財司法シンポジウム2019を開催した。1日目は、特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈をテーマに、日中韓、インド、オーストラリア各国が模擬裁判を実演した。2日目は、インターネット上における著作権侵害をテーマとした、ASEAN各国の裁判官を交えた模擬裁判、摘発のための捜査手続について各国の警察関係者を交えたパネルディスカッションが行われた。3日目は特許

庁が担当し、松永長官による挨拶、山下審判部長による講演、特許権の有効性を巡る紛争において主な争点となる進歩性判断の考え方について、日中韓、インド、オーストラリア、シンガポールによるパネルディスカッション形式で議論した。進歩性の判断プロセスや引用文献の記載に基づく引用発明の認定等の各国の運用を、仮想事例の検討を通じて紹介し、知財制度ユーザーが各国の制度を利用する際の留意点等を明らかにした。



集合写真



松永長官挨拶の様子

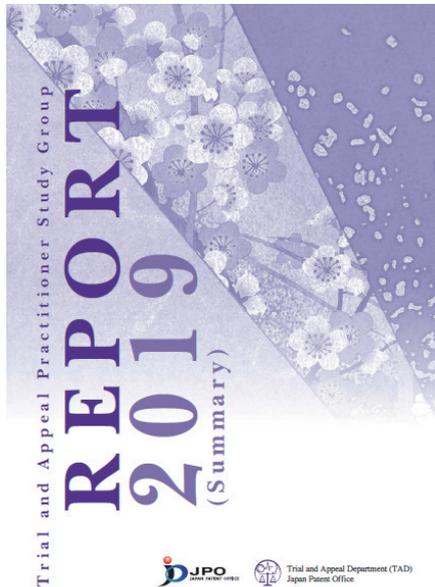


パネルディスカッションの様子

4. 審判に関する情報発信

(1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等(審決、異議決定、判定)について、2016年1月より特許庁ウェブサイト(日本語版、英語版)¹で、人手翻訳による英語翻訳文(審決英訳)の提供を開始し、2019年度は96件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版²や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2) 審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2019年度は、広島、東京、大阪、名古屋、高松及び博多における実務者向け説明会において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in 広島における実演



巡回特許庁 in 大阪における実演

¹ https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-shinketsu-eiyaku.html

² https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html



審判制度ハンドブック

審判部では、潜在的なユーザーを含めたユーザーの皆様に審判制度をわかりやすく紹介するため、「特許庁 審判制度ハンドブック」を新たに作成した¹。本ハンドブックは、審判制度についてはよく知らないという方も対象として想定し、審判制度にまず関心を持ってもらうことを目標として、審判制度で何が出来るかから始め、なるべく各制度について、平易に、ポイントを絞って説明する内容となっている。また、審判制度を身近に感じてもらうことを目的として、審判部の紹介もしている。さらに、ハンドブックのコンテンツの一環として、審判制度の更なる普及を目指すべく、審判制度を視覚的に伝えるロゴマークも作成した。



審判制度ハンドブック（表紙）



審判制度ロゴマーク

知財ユーザーの皆さまとともに日本の産業を発展させていくというミッションのもと、審判制度のさらなる普及を目指すべく、審判制度のロゴマークを作成した。右上の「横顔」は審判制度を担う審判官を表し、そこから延びる「脳波」「虫眼鏡」が「審理」および「職権による調査」という審判官の働きを表している。また、「天秤」は「紛争の早期解決」という、審判制度の果たすべき役割を象徴している。そして、これらの要素を包含する「丸枠」は、審判が「対世効」を有することを表している。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

